公益財団法人日本ソフトボール協会 倫理・コンプライアンス委員会規程

第1条(目的)

当規程は、公益財団法人日本ソフトボール協会(以下、「当法人」という)定款第9章に定める専門委員会について、専門委員会規程第8条及び倫理規程第12条に基づき設置された倫理・コンプライアンス委員会(以下、「委員会」という)の運営に必要な事項を定める。

第2条(所管事項)

委員会は、次の事項を所管する。

- (1) 倫理規程等の整備に関すること
- (2) 法令等の遵守及び社会規範意識の啓発活動及び処分に関すること
- (3) コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検
- (4) その他、委員会の目的を達成するために必要なこと

第3条(委員)

委員会に、次の委員を置く。

- (1)委員長 1名
- (2)委員 若干名
- 2 委員長及び委員は、理事又は学識経験者より選任し、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

第4条(任期)

委員の任期は、委嘱の日から開始し、当法人理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

第5条(委員会)

委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 3 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 4 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 5 当規程に定めるものの他、委員会の目的を達成するために必要な事項は、 委員会の決議を経て定める。

(1/2)

第6条(改 廃)

当規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

当規程は、平成26年11月23日から施行する。

改訂履歴

一部改正

令和4年5月19日

当規程の名称及び第1条における委員会名を「公益財団法 人日本ソフトボール協会倫理・コンプライアンス委員会」 に変更並びに当規程第2条について条文の追加